

〔調査結果の概要〕

(注) 本概要は、13 介護従事者一人当たりの基本給等 (表 19、20) を除き、社会福祉法人 (介護) を除く調査対象についての結果をまとめたものである。

1 平均年齢及び平均勤続年数 (表 1) 【集計表第 1 表】

調査産業計の男女計の平均年齢は 40.6 歳、平均勤続年数は 17.4 年、製造業ではそれぞれ 40.0 歳、17.0 年となっている。

表 1 平均年齢及び平均勤続年数

(歳、年)

産業区分・年	男女計		男		女	
	平均年齢	平均勤続年数	平均年齢	平均勤続年数	平均年齢	平均勤続年数
調査産業計	40.6	17.4	40.7	17.3	38.5	15.4
製造業	40.0	17.0	39.8	16.7	37.9	15.0
前回(平成 29 年)						
調査産業計	40.4	17.0	40.5	17.0	38.2	14.7
製造業	39.8	16.8	39.7	16.6	38.0	15.0

2 平均賃金 (表 2) 【集計表第 2 表】

調査産業計の平成 30 年 6 月分の所定内賃金は 364.8 千円、所定外賃金は 65.6 千円、製造業ではそれぞれ 356.8 千円、65.1 千円となっている。

表 2 所定内及び所定外賃金

(千円)

産業区分・年	所定内賃金			所定外賃金		
	男女計	男	女	男女計	男	女
調査産業計	364.8	374.9	297.4	65.6	71.6	35.6
製造業	356.8	364.3	291.0	65.1	72.8	32.9
前回(平成 29 年)						
調査産業計	363.0	372.9	296.0	62.9	68.4	33.8
製造業	354.3	360.2	291.1	62.0	67.8	32.0

3 賃金構成比 (表 3) 【集計表第 3 表】

平成 30 年 6 月分の所定内賃金を構成する各賃金の構成比をみると、調査産業計では、基本給 89.3%、奨励給 1.5%、職務関連手当 3.1%、生活関連手当 5.7%、その他の手当 0.4%となっている。

製造業の賃金構成比は、基本給 92.2%、奨励給 0.1%、職務関連手当 3.0%、生活関連手当 4.4%、その他の手当 0.3%となっている。

表3 所定内賃金計を100とした賃金構成比

産業区分・年	(%)				
	基本給	奨励給	職務関連 手当	生活関連 手当	その他の 手当
調査産業計	89.3	1.5	3.1	5.7	0.4
製造業	92.2	0.1	3.0	4.4	0.3
前回(平成29年)					
調査産業計	89.6	1.2	3.3	5.5	0.4
製造業	92.6	0.0	2.9	4.2	0.3

4 出向手当制度(前回平成25年(表4)【集計表第5表】)(表4)【集計表第5表】

出向手当制度を採用している企業は調査産業計では89社(集計197社の45.2%)で、うち在籍出向は88社(出向制度を採用している89社の98.9%)となっている。

在籍出向手当の支給についてみると、調査産業計では「定額」の企業が7社(在籍出向制度を採用している88社の8.0%)で平均支給額が23.0千円となっており、「支給額に幅がある」企業は56社(同88社の63.6%)で最高額の平均は59.0千円、最低額の平均は5.3千円となっている。

表4 出向手当制度

(社、千円)

産業区分・年	集計 社数	制度 あり	在籍出向手当の平均支給額						
			在籍 出向	移籍 出向	定額の場合		支給額に幅がある場合		
					社数	支給額	社数	最高額	最低額
調査産業計	197	89	88	2	7	23.0	56	59.0	5.3
製造業	112	55	54	1	6	18.5	32	41.8	3.9
前回(平成25年)									
調査産業計	215	109	107	3	8	15.2	73	52.4	13.3
製造業	136	75	73	3	6	10.8	52	54.0	13.7

(注1) 在籍出向と移籍出向の2種類の出向制度を採用している企業が存在する。

(注2) 手当の支給方法について無回答の企業が存在する。

5 別居(単身赴任)手当制度(前回平成24年(表5)【集計表第6表】)

(表5)【集計表第6表】

別居(単身赴任)手当制度を採用している企業は調査産業計では179社(集計企業198社の90.4%)、製造業で111社(同112社の99.1%)となっている。なお、本調査の「単身赴任」とは、転勤に伴う転居により配偶者との別居を余儀なくされた状態をいい、転勤を要因としない別居は含まない。

支給条件については、配偶者との「別居事由を問わない」とする企業が調査産業計で52社(制度を採用している企業179社の29.1%)、製造業で36社(同111社の32.4%)となっている。

支給が配偶者との別居事由によらずとする企業について、支給対象となる事由(複数回答)をみると、「子供の教育上の理由」をあげる企業が調査産業計、製造業ともそれぞれ86社、55社と最も多く、次いで「親の介護」がそれぞれ74社、47社、「転勤先が遠隔地」がそれぞれ58社、35社などとなっている。

支給額についてみると、「定額支給」とする企業が調査産業計で69社(制度を有する企業179社の38.5%)、36.0千円、製造業で47社(同111社の42.3%)、32.4千円となっており、「支給額に幅がある」とする企業は調査産業計では91社(制度を有する企業179社の50.8%)、製造業では56社(同111社の50.5%)となっている。

支給額に幅がある場合の支給額については、調査産業計で最高額の平均は64.4千円、最低額の平均は29.7千円、製造業では最高額の平均が61.4千円、最低額の平均は29.0千円となっている。

表5 別居(単身赴任)手当制度

産業区分・年	制度を採用している企業		一律定額支給		支給額に幅がある		
					企業社数	最高額	最低額
	(社)	(%)	(社)	(千円)	(社)	(千円)	(千円)
調査産業計	179	90.4	69	36.0	91	64.4	29.7
製造業	111	99.1	47	32.4	56	61.4	29.0
前回(平成24年)							
調査産業計	192	89.3	65	38.7	113	58.9	29.3
製造業	135	99.3	50	33.9	79	54.8	29.0

6 各種手当の変更状況(前回平成27年【集計表第7表】)【集計表第7表】

過去3年間(平成27年7月～平成30年6月)における各種手当の変更状況を見ると、手当の新設では「技能手当、技術(資格)手当」が7社(集計82社の8.5%)と最も多く、次いで「役付手当」が5社(同6.1%)となっている。手当の廃止では「役付手当」が4社(同4.9%)と最も多くなっている。手当の内容の変更では「家族手当」が41社(同50.0%)と最も多く、次いで「役付手当」が17社(同20.7%)、「別居手当」が13社(同15.9%)などとなっている。

7 平成 30 年春闘における賃金に関する要求の有無・内容、要求方式及び妥結状況

(表 6) 【集計表第 8-1 表】

平成 30 年の春闘では、労働組合から賃金に関する要求があったのは調査産業計では 169 社（集計 195 社の 86.7%）で、要求内容は「ベースアップの実施」127 社（要求があった企業 169 社の 75.1%）、「定期昇給の実施・賃金体系維持」109 社（同 64.5%）となっており、要求方式は「平均賃上げ方式」116 社（同 68.6%）、「個別賃上げ方式」37 社（同 21.9%）となっている。

製造業では要求があったのは 101 社（集計 112 社の 90.2%）で、要求内容は「ベースアップの実施」78 社（要求があった 101 社の 77.2%）、「定期昇給の実施・賃金体系維持」66 社（同 65.3%）となっており、要求方式は「平均賃上げ方式」76 社（同 75.2%）、「個別賃上げ方式」17 社（同 16.8%）となっている。

要求があった企業のうち交渉が妥結したのは、調査産業計では 165 社（要求があった 169 社の 97.6%）で、妥結内容は「ベースアップの実施」99 社（妥結した 165 社の 60.0%）、「定期昇給の実施・賃金体系維持」119 社（同 72.1%）となっている。

製造業で交渉が妥結したのは 100 社（要求があった 101 社の 99.0%）で、妥結内容は「ベースアップの実施」73 社（妥結した 100 社の 73.0%）、「定期昇給の実施・賃金体系維持」71 社（同 71.0%）となっている。

表 6 平成 30 年春闘 賃金に関する要求の有無・内容、要求方式及び妥結状況

(社、%)

産業区分 年 集計社数	要求あり	要求内容(複数回答)			要求方式(複数回答)			要求なし
		ベースアップの実施	定期昇給の実施・賃金体系維持	その他	平均賃上げ方式	個別賃上げ方式	その他	
調査産業計 195 社 (100.0)	169 (86.7) 〈100.0〉 《100.0》	127 〈75.1〉	109 〈64.5〉	23 〈13.6〉	116 《68.6》	37 《21.9》	17 《10.1》	26 (13.3)
製造業 112 社 (100.0)	101 (90.2) 〈100.0〉 《100.0》	78 〈77.2〉	66 〈65.3〉	13 〈12.9〉	76 《75.2》	17 《16.8》	10 《9.9》	11 (9.8)
前回(平成 29 年) 調査産業計 218 社	184	128	118	25	122	46	21	34
製造業 122 社	109	80	74	12	82	24	8	13

産業区分・年	要求あり (再掲)	妥結あり	妥結内容 (複数回答)			妥結 なし
			ベースアップ の実施	定期昇給の実施・ 賃金体系維持	その他	
調査産業計	169 〈100.0〉	165 〈97.6〉 《100.0》	99 《60.0》	119 《72.1》	30 《18.2》	4 〈2.4〉
製造業	101 〈100.0〉	100 〈99.0〉 《100.0》	73 《73.0》	71 《71.0》	15 《15.0》	1 〈1.0〉
前回(平成29年) 調査産業計	184	181	82	133	32	2
製造業	109	107	61	82	13	1

(注) 〈 〉 及び 《 》 内の構成比は、複数回答や無回答の企業が存在するため、合計が必ずしも100にならない。

8 賃金改定の状況 (表7、表8) 【集計表第9-1表、第9-2表】

基本給部分の賃金表ありとする企業は調査産業計では173社(集計196社の88.3%)で、うち平成29年7月から平成30年6月までの1年間でベースアップを実施した企業は102社(賃金表がある173社の59.0%)、ベースダウンを実施した企業はなく、賃金を据え置いた企業は67社(同173社の38.7%)となっている。製造業では賃金表がある企業は97社(集計110社の88.2%)で、うち同期間にベースアップを実施した企業は72社(賃金表がある97社の74.2%)、ベースダウンを実施した企業はなく、賃金を据え置いた企業は24社(同97社の24.7%)となっている。

同期間における定期昇給の実施状況をみると、定期昇給制度のある企業は調査産業計では167社、製造業では98社でその全ての企業で実施している。

昇給額について、昨年と同額とする企業が調査産業計で111社(定期昇給を実施した167社の66.5%)、製造業で62社(同98社の63.3%)、昨年で増額がそれぞれ36社(同167社の21.6%)、21社(同98社の21.4%)、昨年で減額が9社(同167社の5.4%)、7社(同98社の7.1%)となっている。実施時期は4月～6月とする企業が調査産業計で132社(同167社の79.0%)、製造業で79社(同98社の80.6%)となっている。

定期昇給制度がない企業は調査産業計で30社(集計197社の15.2%)、製造業で13社(同111社の11.7%)となっている。

また、賃金カットを実施した企業は調査産業計では3社(集計192社の1.6%)、製造業では実施した企業はない。

表7 賃金改定の状況
—平成29年7月～平成30年6月—

(1) 基本給部分の改定 (社、%)

産業区分・年 集計社数	賃金表 あり	ベースアップ実施				賃金表 なし
		ベースア ップ実施	ベースアッ プ実施せず	ベース ダウン	改定なし (据え置き)	
調査産業計 196社 (100.0)	173 (88.3) 〈100.0〉	102 (52.0) 〈59.0〉	71 (36.2) 〈41.0〉	— (0.0) 〈0.0〉	67 (34.2) 〈38.7〉	23 (11.7)
製造業 110社 (100.0)	97 (88.2) 〈100.0〉	72 (65.5) 〈74.2〉	25 (22.7) 〈25.8〉	— (0.0) 〈0.0〉	24 (21.8) 〈24.7〉	13 (11.8)
前回(平成29年) 調査産業計 215社	186	86	100	—	94	29
製造業 119社	103	61	42	—	38	16

(注) ベースアップを実施しない企業の中には、賃金改定の内容について無回答の企業が存在する。

(2) 定期昇給の実施 (定期昇給制度のある企業) (社、%)

産業区分・ 年・定期昇 給制度の ある企業	実施 あり	昇給額			実施時期					実施 なし
		昨年と 同額	昨年比 増額	昨年比 減額	1月～ 3月	4月～ 6月	7月～ 9月	10月～ 12月	その他	
調査産業計 167社 (100.0)	167 (100.0) 〈100.0〉	111 〈66.5〉	36 〈21.6〉	9 〈5.4〉	5 〈3.0〉	132 〈79.0〉	15 〈9.0〉	1 〈0.6〉	1 〈0.6〉	— (0.0)
製造業 98社 (100.0)	98 (100.0) 〈100.0〉	62 〈63.3〉	21 〈21.4〉	7 〈7.1〉	3 〈3.1〉	79 〈80.6〉	8 〈8.2〉	1 〈1.0〉	— 〈0.0〉	— (0.0)
前回(平成29年) 調査産業計 185社	185	131	34	13	6	151	13	1	—	—
製造業 106社	106	74	21	7	3	89	6	1	—	—

(3) 賃金カットの実施 (社、%)

産業区分・年・集計社数	実施あり	実施なし
調査産業計		
192 社 (100.0)	3 (1.6)	189 (98.4)
製造業		
108 社 (100.0)	— (—)	108 (100.0)
前回(平成 29 年)		
調査産業計		
215 社	4	211
製造業		
119 社	—	119

平成 29 年 7 月から平成 30 年 6 月までの 1 年間の労働者一人平均の賃金改定額(率) (昇給分+ベースアップ分) をみると、調査産業計では 7,240 円、率で 2.17%、製造業では 6,615 円、率で 2.12%となっている。

また「ベースアップ分」について回答した企業についてみると、調査産業計では額で 1,704 円、率で 0.57%、製造業では 1,143 円、率で 0.38%となっている。

表 8 賃金改定額

(円、%)

産業区分・年	賃金改定額(率)		うちベースアップ分	
	額	率	額	率
調査産業計	7,240	2.17	1,704	0.57
製造業	6,615	2.12	1,143	0.38
前回(平成 29 年)				
調査産業計	6,984	2.12	1,213	0.38
製造業	6,543	2.09	871	0.32

(注) 「うちベースアップ分」は賃金改定額(率)の内数として回答できる場合にのみ回答を得ている。

9 一時金支給額(表 9) 【集計表第 10 表】

平成 29 年年末一時金の一人平均支給額は、調査産業計では 858.6 千円、月収換算 2.5 か月分、製造業では 830.7 千円、月収換算 2.5 か月分となっている。

平成 30 年夏季一時金の一人平均支給額は、調査産業計では 958.4 千円、月収換算 2.7 か月分、製造業では 882.7 千円、月収換算 2.7 か月分となっている。

表9 一時金支給額及び月収換算月数

(1) 年末一時金				(2) 夏季一時金			
(社、千円、月分)				(社、千円、月分)			
産業区分・年	集計社数	支給額	月収換算	産業区分・年	集計社数	支給額	月収換算
平成29年年末 調査産業計	189	858.6	2.5	平成30年夏季 調査産業計	189	958.4	2.7
製造業	109	830.7	2.5	製造業	109	882.7	2.7
前回(平成28年年末) 調査産業計	208	832.5	2.4	前回(平成29年夏季) 調査産業計	208	911.7	2.5
製造業	118	813.3	2.5	製造業	118	844.0	2.6

(注1) 「平成29年年末」とは平成29年9月～平成30年2月、「平成30年夏季」とは平成30年3月～8月の期間をいう。その前年についても同様。

(注2) 月収換算とは、一時金支給時における所定内賃金に対する一時金支給額の倍率である。

10 モデル所定内賃金

(表10、表11、表12) 【集計表第11-1表、第11-5表、第11-7表】

「モデル所定内賃金」は、学校を卒業後、直ちに入社して継続勤務し、標準的に昇進した者のうち、設定されたモデル条件(事務・技術労働者又は生産労働者、総合職又は一般職、学歴、年齢、勤続年数別)に該当する者の所定内賃金をいう。

学歴、年齢別にみた「モデル所定内賃金」のピークをみると、調査産業計では大学卒事務・技術(総合職)は55歳で617.8千円、高校卒事務・技術(総合職)は55歳で469.1千円、高校卒生産は55歳で426.2千円となっている。製造業では大学卒事務・技術(総合職)は55歳で597.3千円、高校卒事務・技術(総合職)は55歳で466.9千円、高校卒生産は60歳で421.4千円となっている。

モデル所定内賃金の年齢間格差を22歳に対する55歳の倍率でみると、調査産業計では大学卒事務・技術(総合職)は2.82倍、高校卒事務・技術(総合職)2.34倍、高校卒生産2.18倍となっている。製造業ではそれぞれ2.73倍、2.36倍、2.16倍となっている。

大学卒事務・技術(総合職)を100として学歴間格差をみると、調査産業計では大学卒の入職時である22歳で高校卒事務・技術(総合職)は91.6、高校卒生産は89.1となっており、55歳ではそれぞれ75.9、69.0となっている。製造業では、22歳ではそれぞれ90.4、88.7となっており、55歳では78.2、70.3となっている。

表 10 モデル所定内賃金

(千円)

職種・学歴・ 産業区分	18歳	20歳	22歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳
事務・技術（総合職）											
大学卒			(入社)	(3年)	(8年)	(13年)	(18年)	(23年)	(28年)	(33年)	(38年)
調査産業計	—	—	219.0	249.7	327.1	401.5	466.5	550.0	604.3	617.8	578.2
製造業	—	—	218.7	247.6	322.2	389.3	447.0	522.4	567.6	597.3	578.0
高校卒	(入社)	(2年)	(4年)	(7年)	(12年)	(17年)	(22年)	(27年)	(32年)	(37年)	(42年)
調査産業計	172.4	185.4	200.7	224.0	281.5	332.5	375.5	416.5	447.9	469.1	450.9
製造業	173.3	184.8	197.8	222.8	278.8	332.0	378.1	417.0	448.3	466.9	452.0
生産											
高校卒	(入社)	(2年)	(4年)	(7年)	(12年)	(17年)	(22年)	(27年)	(32年)	(37年)	(42年)
調査産業計	172.5	183.5	195.1	216.2	271.7	317.4	350.2	386.3	416.2	426.2	422.0
製造業	170.8	181.5	194.0	214.7	270.0	315.6	351.9	386.4	413.0	420.0	421.4

(注1) モデル所定内賃金は、交替手当及び通勤手当を除外した額である。

(注2) 年齢ごとに回答企業数に異同があり、集計社数がそれぞれ異なる。

表 11 モデル所定内賃金の年齢間格差 (55歳/22歳)

(倍)

産業区分・年	大学卒		高校卒	
	事務・技術 (総合職)	事務・技術 (総合職)	事務・技術 (総合職)	生産
調査産業計	2.82	2.34	2.34	2.18
製造業	2.73	2.36	2.36	2.16
前回(平成29年)				
調査産業計	2.89	2.41	2.41	2.11
製造業	2.79	2.43	2.43	2.11

表 12 モデル所定内賃金の学歴間格差 (大学卒事務・技術(総合職)を100とした場合の水準)

産業区分・年	高校卒事務・技術 (総合職)		高校卒生産	
	22歳	55歳	22歳	55歳
調査産業計	91.6	75.9	89.1	69.0
製造業	90.4	78.2	88.7	70.3
前回(平成29年)				
調査産業計	92.4	77.0	89.0	64.9
製造業	91.7	79.6	88.1	66.6

11 実在者平均所定内賃金

(表 13、表 14、表 15) 【集計表第 12-1 表、第 12-3 表、第 12-4 表】

「実在者平均所定内賃金」は、性、事務・技術労働者又は生産労働者、学歴、年齢別にみた実在者の平均所定内賃金であり、中途入社した者も含まれる。

学歴、年齢別に男の実在者平均所定内賃金のピークをみると、調査産業計では大学卒事務・技術は 55 歳（平均勤続年数は 29.9 年）で 556.3 千円、高校卒事務・技術は 55 歳（同 35.2 年）で 437.7 千円、高校卒生産は 55 歳（同 34.5 年）で 395.0 千円となっている。

製造業では大学卒事務・技術は 55 歳（平均勤続年数は 29.6 年）で 525.6 千円、高校卒事務・技術は 55 歳（同 35.0 年）で 399.3 千円、高校卒生産は 55 歳（同 34.9 年）で 392.2 千円となっている。

実在者の平均所定内賃金の年齢間格差を 22 歳に対する 55 歳の倍率でみると、調査産業計では大学卒事務・技術は 2.53 倍、高校卒事務・技術 2.19 倍、高校卒生産 2.01 となっている。製造業では 2.43 倍、2.09 倍、1.98 倍となっている。

大学卒事務・技術を 100 として学歴間格差をみると、調査産業計では 22 歳で、高校卒事務・技術は 90.8、高校卒生産は 89.3 となっており、55 歳ではそれぞれ 78.7、71.0 となっている。製造業では、22 歳でそれぞれ 88.1、91.4、55 歳ではそれぞれ 76.0、74.6 となっている。

表 13 実在者平均所定内賃金（男）

(千円、年)

職種・学歴・ 産業区分	18 歳	20 歳	22 歳	25 歳	30 歳	35 歳	40 歳	45 歳	50 歳	55 歳	60 歳
大学卒 事務・技術											
調査産業計	—	—	219.9	246.2	315.4	391.5	449.8	503.9	544.1	556.3	494.2
(平均勤続年数)			(0.3)	(1.8)	(6.2)	(10.2)	(14.3)	(19.8)	(26.0)	(29.9)	(32.8)
製造業	—	—	216.3	243.5	308.3	372.4	420.6	467.6	499.6	525.6	510.6
(平均勤続年数)			(0.3)	(1.5)	(5.7)	(9.6)	(13.2)	(18.6)	(25.8)	(29.6)	(32.1)
高校卒 事務・技術											
調査産業計	170.8	182.9	199.6	225.6	273.6	315.9	350.7	378.6	420.6	437.7	370.4
(平均勤続年数)	(0.3)	(1.9)	(3.8)	(6.7)	(10.8)	(14.7)	(19.7)	(25.4)	(29.7)	(35.2)	(38.3)
製造業	169.1	175.1	190.6	216.6	268.1	295.3	325.1	363.9	390.8	399.3	365.5
(平均勤続年数)	(0.3)	(1.9)	(3.8)	(6.6)	(11.0)	(14.9)	(19.5)	(25.1)	(28.9)	(35.0)	(37.6)
高校卒 生産											
調査産業計	171.8	183.5	196.4	214.6	256.7	290.3	322.5	363.6	388.2	395.0	365.5
(平均勤続年数)	(0.3)	(1.8)	(3.6)	(6.1)	(10.4)	(12.7)	(17.8)	(24.8)	(28.9)	(34.5)	(36.8)
製造業	171.7	183.8	197.8	215.5	259.6	296.1	327.8	361.8	381.4	392.2	365.4
(平均勤続年数)	(0.3)	(1.9)	(3.8)	(6.5)	(11.0)	(13.5)	(18.5)	(24.8)	(28.8)	(34.9)	(37.2)

(注 1) 実在者平均所定内賃金は、交替手当及び通勤手当を除外した額である。

(注 2) 年齢ごとに回答企業数に異同があり、集計社数がそれぞれ異なる。

表 14 実在者平均所定内賃金の年齢間格差（男・55歳／22歳）

(倍)

産業区分・年	大学卒 事務・技術	高校卒	
		事務・技術	生産
調査産業計	2.53	2.19	2.01
製造業	2.43	2.09	1.98
前回(平成29年)			
調査産業計	2.63	2.25	2.02
製造業	2.38	2.19	2.00

表 15 実在者平均所定内賃金の学歴間格差（男）（大学卒を100とした場合の水準）

産業区分・年	高校卒事務・技術		高校卒生産	
	22歳	55歳	22歳	55歳
調査産業計	90.8	78.7	89.3	71.0
製造業	88.1	76.0	91.4	74.6
前回(平成29年)				
調査産業計	93.4	80.1	89.7	69.0
製造業	91.2	83.7	89.3	75.1

12 モデル一時金（年間計）

（表 16、表 17、表 18）【集計表第 13-1 表、第 13-5 表、第 13-7 表】

「モデル一時金」は、学校を卒業後、直ちに入社して同一企業に継続勤務し、標準的に昇進した者のうち、設定されたモデル条件（モデル所定内賃金のモデルに同じ。）に該当する者の一時金（年末及び夏季の賞与一時金等）である。

学歴、年齢別にみた「モデル一時金」の年間計（平成 29 年年末と平成 30 年夏季の合計）のピークは調査産業計では全て 55 歳となっており、大学卒事務・技術（総合職）、高校卒事務・技術（総合職）、高校卒生産でそれぞれ 3,519 千円、2,330 千円、2,217 千円となっている。

製造業では大学卒事務・技術（総合職）は 55 歳で 3,414 千円、高校卒事務・技術（総合職）は 60 歳で 2,402 千円、高校卒生産は 55 歳で 2,252 千円となっている。

年齢間格差を 25 歳に対する 55 歳の倍率で見ると、調査産業計では、大学卒事務・技術（総合職）2.84 倍、高校卒事務・技術（総合職）2.27 倍、高校卒生産 2.08 倍となっている。製造業ではそれぞれ 2.76 倍、2.22 倍、2.10 倍となっている。

大学卒事務・技術（総合職）を 100 として学歴間格差をみると、調査産業計では 25 歳で高校卒事務・技術（総合職）は 82.9、高校卒生産は 86.0、55 歳ではそれぞれ 66.2、63.0 となっている。製造業では 25 歳でそれぞれ 87.1、86.9、55 歳ではそれぞれ 69.9、66.0 となっている。

表 16 モデル一時金（年間計）

（千円）

職歴・学歴・ 産業区分	20 歳	22 歳	25 歳	30 歳	35 歳	40 歳	45 歳	50 歳	55 歳	60 歳
事務・技術（総合職）										
大学卒			（3年）	（8年）	（13年）	（18年）	（23年）	（28年）	（33年）	（38年）
調査産業計	—	—	1,239	1,665	2,112	2,620	3,122	3,370	3,519	3,196
製造業	—	—	1,236	1,654	2,079	2,526	3,031	3,210	3,414	3,321
高校卒	（2年）	（4年）	（7年）	（12年）	（17年）	（22年）	（27年）	（32年）	（37年）	（42年）
調査産業計	825	896	1,027	1,281	1,511	1,764	1,996	2,217	2,330	2,187
製造業	868	937	1,077	1,329	1,583	1,849	2,066	2,310	2,388	2,402
生産										
高校卒	（2年）	（4年）	（7年）	（12年）	（17年）	（22年）	（27年）	（32年）	（37年）	（42年）
調査産業計	869	924	1,065	1,311	1,569	1,737	1,993	2,191	2,217	2,131
製造業	871	943	1,074	1,302	1,583	1,776	2,026	2,242	2,252	2,223

（注）年齢ごとに回答企業数に異同があり、集計社数がそれぞれ異なる。

表 17 モデル一時金の年齢間格差（55歳／25歳）

（倍）

産業区分・年	大学卒	高校卒	
	事務・技術 （総合職）	事務・技術 （総合職）	生産
調査産業計	2.84	2.27	2.08
製造業	2.76	2.22	2.10
前回(平成 29 年)			
調査産業計	2.93	2.34	2.05
製造業	2.93	2.44	2.06

表 18 モデル一時金の学歴間格差（大学卒事務・技術（総合職）を 100 とした場合の水準）

産業区分・年	高校卒事務・技術 （総合職）		高校卒生産	
	25 歳	55 歳	25 歳	55 歳
調査産業計	82.9	66.2	86.0	63.0
製造業	87.1	69.9	86.9	66.0
前回(平成 29 年)				
調査産業計	85.3	68.1	86.1	60.3
製造業	87.0	72.4	86.4	60.6

13 介護従事者一人当たりの基本給等（社会福祉法人（介護）に関する結果）

（表 19、20）【集計表第 14 表】

介護老人福祉施設の労働者（介護関連の資格保有者以外の者を含む。）の基本給は、212,893 円となっている。

表 19 社会福祉法人（介護）における基本給等
（調査産業計（資本金 5 億円以上労働者 1,000 人以上）との比較）
（円、％）

	基本給	〔 所定内賃金に 対する割合 〕
介護老人福祉施設の労働者	212,893	(78.8)
介護老人福祉施設以外の労働者 (調査産業計)	326,683	(89.3)

(注) 介護関連の資格保有者以外の者を含む。労働者数による加重平均。

保有資格の別にみた介護従事者一人当たりの基本給、職務関連手当、資格手当の平均額をみると、介護職員初任者研修修了者ではそれぞれ 192,948 円、44,175 円、7,288 円、介護福祉士では 204,017 円、46,987 円、9,028 円、認知症関係の研修修了者では 216,236 円、51,822 円、11,214 円、認定特定行為業務従事者（たん吸）では 206,448 円、58,366 円、11,481 円、社会福祉士では 225,470 円、39,956 円、11,107 円、介護支援専門員では 238,102 円、42,956 円、13,895 円、看護師では 244,979 円、55,881 円、20,384 円となっている。

表 20 介護従事者一人当たりの基本給月額等

(円、人)

保有資格の別 (資格を重複して 保有する者を含む)	基本給		職務関連手当		資格手当	
		支給 人数		支給 人数		支給 人数
介護職員初任者研修修了者 (ヘルパー 2 級)	192,948	1,527	44,175	1,487	7,288	759
介護福祉士	204,017	5,285	46,987	5,025	9,028	3,704
認知症関係の研修修了者	216,236	682	51,822	677	11,214	475
認定特定行為業務従事者 (たん吸)	206,448	1,045	58,366	1,017	11,481	619
社会福祉士	225,470	625	39,956	622	11,107	412
介護支援専門員	238,102	1,246	42,956	1,212	13,895	882
看護師	244,979	686	55,881	649	20,384	529

(注) 基本給の支給人数が 500 人以上の資格 (詳細は集計表第 14 表参照)。